

次世代育成支援施策に関する行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を整えることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、下記行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日（5年間）

2. 具体的内容（目標）

- (1) 計画期間内に社員全員の所定外労働時間(1人平均)を、20時間未満/月平均にする。

《対策》

令和4年 4月 年度毎に所定外労働時間の低減目標値を設定する。

令和4年 4月～ 毎月、社内部長会議にて残業実績報告とフォローを実施する。

- (2) 計画年休(連続2日)取得率100%にする。

《対策》

令和4年 4月 個人毎に取得予定日を設定する。(上長承認)

令和4年10月 毎月部門長会議にて取得実績報告とフォローを実施する。

令和5年 3月 実績報告並びに新年度分の登録を行う。

3. その他（仕事と子育て両立支援施策制度の整備状況）

- (1) 短時間勤務制度
- (2) 短時間勤務者フレックスタイム取扱規則
- (3) 社員配偶者出産休暇規則
- (4) 社員育児休暇・勤務取扱規則
- (5) 社員介護休暇・勤務取扱規則
- (6) 社員家族看護休暇規則
- (7) 妊娠中及び産後1年を経過しない女性社員(パートナー社員)勤務取扱規則
- (8) 社員子の看護休暇規則
- (9) 社員不妊治療休職取扱規則
- (10) 育児又は介護を行う社員(パートナー社員)の所定外労働及び深夜労働の制限取扱規則
- (11) 配偶者海外転勤休暇取扱規則

以 上